

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | ワーキング・グループにおける処理方針 |
|-----------|-------------|-------------|---------------|--------------------------------|--|--|------|-----------------------|---|--|--|---|--------------------|
| | | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 020428002 | 2年 4月28日 | 2年 6月9日 | 2年 7月29日 | 園芸用ハウス・温室に関する規制緩和要望 | 1.EU(オランダ)の設計基準で設計した輸入温室を日本の構造安全基準で再計算せず国内で適用を要望。日欧EPA発効で「貿易の技術的障壁(TBT)」「適合性評価」に準じEU基準を確認し国内での適合性を評価して欲しい。 2.温室の輸入時に施工職人も施工期間中、速やかに入園し作業が出来るよう在留資格の付与(設定・特定活動等)を要望。 3.輸入温室の施工に必要な建設業許可(建設業法の「建築一式工事」及び「土・工・コンクリート工事」「鋼構造物工事」など)もEUの然るべき資格にて適用を要望。 4.補助事業を利用する際、大規模温室は設計・着工まで時間がかかる為、採択～引渡し期間(2~3年程度)を確保を要望。 | 背景 ○日本のハウスは世界と比べると異常な値段。韓国は2倍程度。 ○日本国内で輸入温室・ハウスを建設する際に、構造安全基準が課題となる。 ○ハウスを建てる職人も不足している。在留資格(単純労働)の関係で外国人の職人を連れてくるのも難しい状況。 ○補助事業での単年度の動きの中では、着工許可から施設を完成させるまでの時間があまりにも短く、ある程度メーカーの提案がまないと動けなくなってしまう。10年前から変わっていない。 社会的効果 現在、施設園芸で作られる野菜は韓国、中国などから輸入される物が多い。これは園産野菜に比べて安価、安定的に市場に野菜を充足させることができるためである。一方、生鮮野菜は食の安全保障からも一定の国内生産の必要性は消費者も求めている。 園産野菜のコスト高に対して、ある程度の消費者の理解があるものの外国との圧倒的な製造原価の差は園産野菜生産者の利益を削り、担い手がもはやいない状況になりつつある。食の生産基地としての農業を日本に残す事を考えると、生産コストを諸外国並みに低減する必要がある。日本では大規模温室を想定した規制改革がなされておらず、温室投資コストが極めて高く、そのため事業性が限定されている。 諸外国と同じ農業インフラであれば施設園芸においては輸入野菜と戦えるコストで国内生産でき、同じコストであれば現在輸入野菜が主となっているマーケットを園産野菜が占める事ができる。 | 民間企業 | 法務省 農林水産省 国土交通省 | 1 建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの」と定義されています。このため、輸入温室に限らず、一般的に土地に定着し屋根および柱もしくは壁を有するものは建築物として取り扱われ、構造上安全なものとして建築基準法で定める基準に適合させる必要があります。 2 外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもちて在留することとされており、就労目的で在留することが出来る在留資格は、同法別表第一の一及び二に定められています。また、就労目的で在留することができる在留資格(同法別表第一の二に定められたもの)に限るの許可基準については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)において定められています。 3 建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。 4 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」等の補助事業を利用して施設整備をする際、適正な工期を確保するため、平成30年度に、入札公告を前倒して行うことが可能としたところ等。具体的には、対象となる仕様書が確定し、事業の効率的な実施を図る上で早期に事前着工を必要とする場合などの緊急かつむを得ない事情があり、都道府県議会において当該予算計上している場合、都道府県の指導等により事前に入札公告を行うことが可能となります。 また、同事業において、要望額が10億円を超える取り組みで、複数年で実施することが必要と認められる施設整備については、単年度報に事業を完了する必要があるありますが、2か年の計画に事業に取り組むことが可能です。 | 1 建築基準法第2条第1項、第20条 2 出入国管理及び難民認定法 3 建設業法第三三条 4 なし | 1 現行制度下で対応可能 2 対応不可 3 対応不可 4 現行制度下で対応可能 | 1 二提案の輸入温室がどのようなものを指しているのかは不明ですが、屋根を天幕、ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せる場合の建築基準法上の取扱いについては、例規昭和37年住指第86号において、屋根等が土地への定着性が認められないため、建築物としては取り扱われない旨を概して示しています。 なお、建築物として取り扱われるものについては、国外の設計基準で設計した建築物についても、構造上安全なものとして建築基準法で定める基準に適合させる必要があります。 2 海外の企業に園芸用ハウスの施工職人として雇用されている外国人が、中長期間、本邦に在留して、その業務に従事する活動を認めるか否かについては、そのニーズや本邦における活動内容等を的確に把握した上で、競合が生じる本邦の園芸ハウス業界への影響や同業のコンセンサス等も踏まえ、関係省庁と連携し、幅広い観点から検討していく必要があるものと考えます。 3 日本国内で建設業を営もうとする者は、日本法である建設業法(以下、「法」という。)の適用を受けます。この法の目的は、法第一案においてこの法律は、建設業を営む者の資力の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする、とされており、この目的を達するため、施工能力、資力、信用があるものへのこの事業を認めるとし、法第三案において、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事からの建設業の許可を受けなければならないこととされています。以上のことから、建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事において、建設業を営もうとする者の施工能力、資力、信用について審査された上で許可されるものではないと考えられます。単にEUにおける許可を以て、日本国内における建設業の許可を有していることと認めることは適当ではないと考えております。 なお、海外における建設業に係る経営経験や技術者資格等を有する場合、日本国内において建設業の許可を得るために必要な経営業務管理責任者、営業所管理責任者として認められる制度もありますので、適宜ご活用ください。 4 制度の現状欄に記載のとおりです。(事業の活用をご検討の際には都道府県や地方農政局等にご相談をお願いします。) | |
| 020430001 | 2年 4月30日 | 2年 5月25日 | 2年 6月24日 | 漁獲証明制度の創設及び水産物トレーサビリティの法制化について | 1. 漁獲証明制度に関する検討会(水産庁)では、漁協などの民間が漁獲証明書を発行する主体(登録証明機関)とされているが、漁協などの民間が登録証明機関となることはFAOの漁獲証明ガイドライン(2017)等から不適格であって、政府関係機関が行うべきである。 2. 漁獲証明情報の伝達方法は、改正漁業法における漁獲成績報告や資源管理の状況報告と同じように、電子的な手法を原則とし、発行される漁獲証明の証明事項の内容識別を示す「漁獲証明番号」の記録・伝達を義務化すべきである。 3. 国内指定水産動植物の対象生物種は、密漁防止の対象及び国の公的な資源管理であるTAC/IQ制度の対象となる生物種とすべきである。 | 規制改革実施計画(令和元年6月)により、第4回規制改革推進会議で農林水産WGの今後の議題に「漁獲証明制度の創設」が入れられ、21日のWGで議題となった。 漁獲証明制度に関する検討会(水産庁)で、漁獲証明の義務範囲が一次買受業者から取引に参加する事業者全てとされたのは評価されるが、上記提案で示した問題点がある。 1. 漁協などの民間が登録証明機関となることは、次の理由から不適格で政府関係機関が行う。 1)FAO漁獲証明ガイドライン(2017)では、政府機関が保証する制度である(2.2)と定義されている。 2)日本への輸入水産物には輸出国(旗国)の政府機関から発行される漁獲証明書の添付を求めており、WTO内外無差別原則に反するおそれがある。 3)日本がWCPFCに提出している太平洋クロマグロ漁獲証明制度案では政府等が証明する。 4)漁獲証明を受ける漁業者(組合員)と漁協とは、水産物取引の利害関係も考えられ、漁獲証明の公正性、信頼性、透明性が確保できない。 2. 漁獲証明情報の伝達方法として電子的な手法を原則とし、紙による伝達を特別に認める例外とすることで、漁獲証明のコスト削減、製品ロットの統合・分割、事務の簡素化、不正表示の排除、食品事故の追跡などの有効手段となり、紙ベースの情報管理からデジタルクラウド管理に脱却する。 3. 対象生物種は、ナマコやアワビ、イセエビ、シラスウナギなどの密漁防止を念頭にただけでは不十分で、IUU漁業撲滅の観点からは、TAC/魚種の太平洋クロマグロでの不正操業など「明らか」なように、国の公的な資源管理であるTAC/IQ制度の対象魚種も含める。 | 個人 | 農林水産省 | 本制度については、規制改革実施計画(令和元年6月閣議決定)における「輸入水産物のトレーサビリティの向上」なる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる」旨の記載などを踏まえ、その創設に向けて現在検討中です。 | なし | 検討に着手 | 御提案いただいた1点目については、有識者による検討会でも議論した結果、適確に証明業務を行うためにも、地域ごとに異なる漁業に関する詳細なルール(漁期、漁獲サイズ等)や現場の漁業者をよく熟知している主体として、産地市場を開設している漁協やその他の民間事業者が登録証明機関となることを想定しています。なお、提案理由で示された御意見については、次のように考えさせていただきます。 ①FAOガイドラインにより示された各国による漁獲証明及び輸出規制のモデルと同様に、輸出規制をかける指定輸入水産動植物及び指定輸出水産動植物の証明については、内閣府関係及び我が国の政府機関がそれぞれ証明を行うことと想定しています。 ②WTO内外無差別原則に対応するため、国内産の指定輸入水産動植物については、外国産のものに求める漁獲証明書の内容と同様の報告を求めることを検討しています。 ③輸出規程を課す指定輸出水産動植物については、輸出水産物の証明に係る太平洋クロマグロの漁獲証明制度案同様、我が国の政府機関が漁獲証明を行うことと想定しています。 ④国内における流通規制を課す指定水産動植物の漁獲証明については、登録証明機関内における漁獲証明業務を行う責任者その他の取組等を行う責任者が異なることなどにより、当該業務の公正性・中立性の確保を図ることを検討しています。 2点目については、当面ベースでの伝達手法も残るものと考えますが、電子的な方法により記録・保存ができる環境を整備したいと考えています。 3点目については、検討会においても、更なる有識者を含めた検討を前提に、違法漁獲のリスクの高いから指定し、現場での制度運用なども踏まえていくべきという議論があり、引き続き、様々な意見を聞きながら、検討・決定していきます。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | ワーキンググループにおける処理方針 |
|-----------|-------------|-------------|---------------|--|---|---|------|---------------------------------------|--|--|-----------|---|-------------------|
| | | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 020504001 | 2年 6月4日 | 2年 6月9日 | 2年 7月29日 | 水産資源の調査及び評価に係る体制の独立性、中立性、透明性の確保について | 1. 行政から独立した公的な資源調査及び資源評価を業務とする科学専門機関をそれぞれ新たに創設する。 2. 資源調査及び資源評価の方法、データ、分析、運営等に対する利害関係を排除した外部専門家による第三者検証評価（ピアレビュー）制度を創設する。 3. 資源調査及び資源評価の基礎データ、計算式等を学術利用の目的に情報開示する。 | 海洋水産資源開発促進法（昭和46年）で定められた遠洋漁業を主とする海洋の新漁場や新漁業生産の開発企業化調査を業務とし、政策的には使命を終えたと思われる水研機構を活用し資源調査機関に分離・再編させる。 水産研究所は、自然死亡係数や資源調査手法の高度化など資源管理の基盤的な調査・研究を行い、研究開発での役割分担を明確にする。 日本再興戦略2016から開始されたサバ別Q&A英語試験を含め、水産資源の調査及び評価に関する公的な基礎データの公表（オープンサイエンス）も十分ではなく、大学等の外部学術機関による検証・評価が乏しい現状にある。 そのため、水産資源の調査及び評価を業務とする科学専門機関を行政から分離・再編させることにより、国際的にみて遜色の無い、独立性・中立性・透明性が確保された国際水準の資源調査及び資源評価に基づく真の水産改革での新たな資源管理システムの構築が可能となる。 | 個人 | 農林水産省 | 資源評価については、国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表機関とし、各都道府県の水産試験場や大学等の研究機関が共同実施機関として参画して実施しています。共同実施機関によって、データの収集や解析が行われ、評価案が作成されます。評価案は、共同実施機関に加え、外部有識者や漁業関係者等も参加した公開の資源評価会議における説明、検討を経て、公表されます。なお、資源評価に用いたデータや計算式等も評価結果とあわせて、ホームページ等で公表されます。 | 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号） 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号） | 現行制度下対応可能 | 提案1について ・平成30年12月に改正された漁業法第9条においては、農林水産大臣が、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施することとされ、その結果を踏まえて最大持続生産量の達成を目標に資源管理を行うことを新たに定めたところです。 ・水産研究・教育機構（以下「水研機構」という。）、は、水産庁から独立した国立研究開発法人です。（ちなみに、アメリカの海洋大気庁（NOAA）は、漁業の振興部局である商務省の外局です。）現在、資源評価はあらかじめ科学者が作成・公表したルールや算定方法に基づき実施されており、行政から指示を出すことはありません。 ・水研機構は、本年から研究体制を再編して、新たに「水産資源研究センター」を設置し、独立性・透明性・客観性・効率性を伴う、資源評価を実施することとしています。 ・なお、水研機構の開発調査センターは、漁船を用船し、実操業に近い形で漁獲物組成や漁場環境のデータを資源調査・評価に役立てられているところですが、 提案2について ・現在も、資源評価は外部有識者（大学等）の協力を得ながら科学的に実施しており、漁獲物も資源評価に基づき設定されています。これらに加え、今年度から、評価結果を定期的に当該魚種の資源評価・管理に関わらない外部有識者で構成されるピアレビューを受け、レビューも公表することとしています。 提案3について ・資源調査及び評価の結果については、現在も、「我が国周辺水域の漁業資源評価」として魚種別、系統別に資源評価で用いられた漁獲量等の基礎データや計算式等をホームページ等で公表しており、今後とも公表してまいります。 | |
| 020511001 | 2年 5月11日 | 2年 6月9日 | 2年 7月29日 | 海の魚は誰のものか、国民的議論とともに、水産資源を無主物ではなく、国民共有の財産として法令に明記する | 1. 水産資源は国民共有の財産であることと水産基本法等の漁業関連法令に明記する。 2. 水産資源の帰属を「無主物先占」（民法第239条）から「天然果実」（民法第88条、同第89条）の法的根拠に転換する。 3. 漁業者を国民共有の財産である水産資源を漁獲する特別に許される権利を付与される旨を法的に規定する。 4. 海外の調査事例などを参考に、漁業者に付与される権利の行使料として水揚金額から一定率で徴収・納付させ、資源調査や資源評価、漁獲報告など資源管理に係る調査研究開発の財源に充てる。 | 世界は海の憲法である国連海洋法条約の批准・発効を契機に、水産資源を国または国民共有の財産として法律等に明記し、公共信託に基づく国の責務として科学的根拠による資源管理を徹底することで資源回復に成功し、漁業を活性化・自立化して成長産業化を実現している。 日本が水産資源の管理や回復、漁業の復活・再生に失敗した背景には、水産資源の帰属、海の魚は誰のものかという法的な根拠や理念、国民意識の問題がある。 水産庁は、平成23年7月の規制・制度改革に係る閣議決定文書で、国民共有の財産としての趣旨を認めているが、今回の改正漁業法の審議では検討されなかった。 わが国は国連海洋法条約を批准・発効したからも、財政審議出改革部会（令和元年10月）でも指摘されたように、旧態依然として水産資源の先取り競争と乱獲につながる「無主物先占」（民法第239条）の法的根拠を引きずり、資源管理の主体を漁業者の自主的管理（海洋水産資源開発促進法）に委ねてきた。 一方で、例えば、果樹園で採取された果実、鉱山から採取された鉱物などは、民法第88条に規定される「天然果実」とされ、果樹園や鉱山などは、同第89条に規定される「鉱物」となる。 国の所有財産と広く認められる海洋（漁場）を元物とすれば、国の管理下で再生産される水産資源を天然果実と見なし、海洋（漁場）が果樹園や鉱山に、採取された水産資源が果実や鉱物に相当し、それらを採取する権利は元来は全ての国民にあって、その利用・管理を国民から負託された国が一定のルール（資源管理）の下で、漁業者がその採取する権利を与えるという解釈には合理性・妥当性が成り立つと考えられる。 | 個人 | 農林水産省 | (1)水産資源については、民法第239条第1項で規定されている「無主の動産」とは、「未だかつて人の所有に属しなかつた物」であり、「海水に自然に発生する海藻魚貝」の類がこれにあたる（注釈民法（7））と解されています。 (2)判例によれば、他人が専ら漁業権を有する漁場や自然の岩石に附着した海藻はなお無主物であり、先占者の行為は容認されないとされています（大判判1111・1119判集1・622）。 (3)民法第239条第2項は「無主の不動産は国庫の所有に属す」と規定していますが、無主の動産については民法に規定がないことから、国庫に帰属するものではないと解釈及び判例上の整理がされています。 (4)以上のことから、特定の者の占有下にならず水産資源については、法的な位置付けとしては国庫に帰属せず無主物であると解されることとされています。 | 民法、漁業法 | 事実認識 | 提案1から3までについて (1)国連海洋法条約では、水産資源の管理に關し、沿岸国の主権的権利を認める旨の規定があり、これに基づいて各国が水産資源の管理を行うこととなつていますが、水産資源が国の所有物である（帰属する）ことを定めた国はわずかと承知しています。 (2)一方、水産物は将来にわたる国民生活を支える基礎的な物質であり国連海洋法条約に基づき、適切な管理を推進するための措置を講じ、その持続的な利用を実現していくことが重要であると考えています。すなわち、平成30年の改正漁業法では、第6条において国及び都道府県の責務として、「水産資源の保存及び管理を適切に行うこと」を明記するとともに、資源管理基本方針の策定や漁獲可能量による管理、水産許可、漁業権制度などを規定し、水産資源を管理する主体や水産資源利用の際のルール等を定めています。 提案4について 提案内容の4. では水産資源が国民共有の財産であることとを根拠として水揚金額から一定率を徴収・納付させ、資源調査等に活用することが提案されており、水産資源が「国」に帰属しないことは上で述べたとおりであり、国民共有の財産であることを根拠に水揚金額の一定率を徴収・納付させることは、法的な整理ができない上に、徴収される漁業者等の了解を得ることも難しいと考えています。 | |
| 020705002 | 2年 7月05日 | 2年 8月6日 | 9月25日 | レジ袋有料化の見直し | 一律のレジ袋有料化義務化を撤廃する。 | 新型コロナウイルス対策として、諸外国ではレジ袋無料化を実施している。 一方、日本においては東京への第二波到来に合わせるかのように、有料化を実施し衛生面が懸念される買い物袋を利用促進することにより、物流関係者や販売員への健康被害が懸念される。 このため、一律のレジ袋有料化を廃止する。ただし、店のスタイルにより有料化を継続することは、否定しないこととする。 | 個人 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 | 令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底が位置づけられ、その取組の一環としてレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すことを目指す旨が記載されました。その実現のため、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）において、プラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進するための事業者の取組として、プラスチック製買物袋を有償で提供することを規定する等の措置を講じました。 | 小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号） | その他 | プラスチックは、非常に便利な素材である一方、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題があります。今回のプラスチック製買物袋の無料化をすることで、普段何気なくもたらされているレジ袋について、それが本当に必要なのかを考えていただき、ライフスタイルを見直すきっかけにするを目的としています。 ご指摘の衛生面の御懸念については、小売業関係の業界団体が策定した「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」において、不特定多数の客による接触を回避するべく、顧客に対し、マイバッグへの交換は顧客自身で実施することや、買物の外出時や帰省時にマイバッグの洗浄や消毒をすることについては協力をお願いすることとされています。また、政府として、マイバッグへの袋詰めは自分で行っていただくことや、使用前後で洗浄・消毒をお願いしているところです。 | |